

第7回 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
平成21年2月16日開催

# 現行の食料・農業・農村基本計画の 進捗状況の検証

平成21年2月

農林水産省

# 目 次

現行食料・農業・農村基本計画の進捗状況の検証	2
現行基本計画に係る施策の進捗状況の検証	3
（1）食料の安定供給の確保に関する施策	4
（2）農業の持続的発展に関する施策	5
（3）農村の振興に関する施策	9
（4）施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	10
研究・技術開発の進捗状況の検証	11
「望ましい食料消費の姿」と「生産努力目標」の品目別検証	14
（1）「望ましい食料消費の姿」と「生産努力目標」の品目別検証	15
（2）「望ましい食料消費の姿」に係る栄養バランス改善・食品廃棄削減の目標と検証	25
（3）「生産努力目標」に係る、単収・作付面積等の目標	26
（4）「農業構造の展望」の進捗状況	27
（5）食料自給率の推移	28
参考	29
（1）食料・農業・農村基本法の制定及び基本計画の策定	30
（2）現行基本計画の構成、概要	31

# 現行食料・農業・農村基本計画の進捗状況の検証

## 現行基本計画のポイント

### 食の安全と消費者の信頼確保

- ・科学的原則に基づく食の安全確保
- ・食品表示の適正化など消費者の信頼の確保

### 食育、地産地消

- ・国民運動としての食育活動の推進
- ・地域の主体的な取組として地産地消の推進

### 担い手の育成・確保、農地の有効利用

- ・担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入
- ・優良農地の確保、耕作放棄地の解消

### 経営発展に向けた取組

- ・輸出促進、自然循環機能の維持増進
- ・新技術の開発・普及、知的財産の保護・活用

### 地域資源の保全など農村の振興

- ・農地・農業用水等の保安全管理のための施策の導入
- ・都市と農村の交流の促進

### 食料自給率目標

- ・27年度にかり-へ-ス45%、生産額ベース76%

### 施策の推進体制、工程管理

- ・政府一体となった施策の推進、工程管理

## 進捗状況

- 基本計画に基づき、食料・農業・農村に関する様々な施策を実行
- ・リスク管理の考え方に則して、実態調査及び実施指針作成(17年度～)
  - ・基礎GAPの策定・普及(18年度～)
  - ・加工食品の原料原産地表示の充実(18年度以降、対象品目を拡大)
  - ・「食事バランスガイド」の策定・普及(17年度～)、教育ファームの推進(19年度～)
  - ・水田・畑作経営所得安定対策の導入(19年産～)
  - ・リース方式による企業参入の全国展開(17年度～)
  - ・水田のフル活用の推進(20年度～)
  - ・野菜・果実等の加工用・業務用需要の対応強化(19年度～)
  - ・輸出促進のための協議会の設立、輸出戦略の策定(17年度～)
  - ・農地・水・環境保全対策の導入(19年度～)

政府の食料・農業・農村政策推進本部が、毎年度、基本計画の推進プログラムである「21世紀新農政200X」を決定し、必要に応じて施策を見直し、推進

基本計画策定以降の食料をめぐる国際情勢の変化に対応し、同本部の下で「食料の未来を描く戦略会議」を開催し、食料問題に関する認識を国民全体で共有(19～20年度)  
この検討を受け、国産農産物の消費拡大を通じた食料自給率向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開(20年度～)

## 検証

基本計画に位置づけられた施策は、概ね実行してきたが、現在、我が国農業は、多くの品目における生産量の減少、新規就農者の減少、作付面積の減少などの問題に直面し、持続可能性が危うい状況になっている。一方、国際的な食料情勢の変化もあり、国民の食料・農業・農村に対する理解の促進や国産農産物の再評価などの動きがみられる。

また、食料自給率は、望ましい食生活と、国内農業生産の持てる力の最大発揮を前提に、関係者がそれぞれの課題に取り組んだ結果として設定された目標に対し、計画通り向上していない。

# 現行基本計画に係る施策の 進捗状況の検証

# 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

## 現行基本計画に基づく主要施策

食の安全と消費者の信頼の確保  
科学的原則に基づいたリスク管理を通じ、農場から食卓までの食の安全を確保するとともに、原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保

望ましい食生活の実現に向けた食育の推進  
適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)の策定・活用を始め、世代別の対象に合わせた実践的な食育の取組を国民運動として推進し、国民一人一人が食について考え判断できる能力を養成

## 取組状況

食の安全確保の観点から、リスク管理の考え方に則して、17年度にリスク管理の標準手順書を公表し、これに基づき、順次、有害化学物質・微生物の汚染実態を調査し、科学的知見に基づき指導や指針策定(20年12月 麦類のかび毒(デオキシニバレノール・ニバレノール)について汚染低減のための指針を策定・公表)

生産から食卓までの食品の安全確保として、GAP(農業生産工程管理手法)、HACCP(危害分析重要管理点)手法の導入や卸売市場における品質管理高度化マニュアルの普及を促進。GAPは、20年7月現在で、1,138産地で導入済み

加工食品の原料原産地表示は、「加工食品品質表示基準」を改正し、18年10月、義務付け対象を20食品群と個別4品目に拡大。21年10月には、緑茶飲料とあげ落花生を追加(19年10月告示)。外食の原料原産地表示は、17年7月、事業者向けガイドラインを作成し、事業者の自主的な取組を推進。大手外食事業者の原料原産地表示実施率は94%(20年9月現在)、外食事業者全体は73%(21年1月現在)

トレーサビリティは、牛肉については立入検査や指導により、適切に制度を運用。また、牛肉以外の食品は、鶏肉、豚肉など8品目で、自主的な導入手引書を作成するとともに、ITを活用したシステムを開発・実証(17~19年度)(品目別普及率50%(平成19年度))

適正な食事摂取量を分かりやすく示すため、17年6月、厚生労働省と連携して「食事バランスガイド」を策定。これに基づき、世代別に食生活の改善を普及・啓発し、ガイドの認知度は6割まで向上

「食育推進基本計画」(18年3月決定)に基づき、国民運動として食育を推進。また、農業体験を通じた教育の場として、「教育ファーム」が位置づけられ、19年度から展開。20年現在、全市町村の65%に相当する1,187市町村で実施  
米の消費拡大として、朝食欠食の改善に向けた「めざましごはん」などのキャンペーン、米飯給食、米粉製品の普及を促進。19年度の米消費量は初めて増加し、米飯学校給食の実施回数も、週3.0回の目標を初めて達成

## 現状の分析

昨年の「事故米問題」は、農林水産省が抱える幾多の問題を象徴しており、このことを極めて重く受け止め、生産・流通・消費に関わる全ての方がお客様であるとの意識を徹底させ、「親切で、丁寧で、正直な」農林水産行政を確立することが急務

有害化学物質・微生物による汚染低減のため、今後は、特に、人の健康に不可逆な悪影響を及ぼす可能性が高い有害要因や広範囲な食品を汚染する有害要因について優先的にリスク低減のための指針策定等に着手する必要

加工食品の原料原産地情報については、食品選択の重要な要素と考える消費者が多くなっている一方で、表示スペースには限界があること、産地の切り替えに対応して適切に包装を切り替えることが困難なこと等を踏まえつつ、消費者への情報提供の充実方策を検討する必要。また、消費者視点を大切にして、不適正表示の監視・取締りや、企業の法令遵守を徹底する必要

トレーサビリティ(牛肉以外)は、これまでITを活用したシステム整備に重点を置いてきたが、コスト負担が困難な中小事業者への展開を図るには、今後は、既存伝票の活用など低コストで容易に取り組みする方法を普及させていく必要。また、主食である米流通システムについても見直しを行っていく

食事バランスガイドの認知度は6割まで向上したが、実際に食生活で活用する参考度が1割にとどまっている状況から、知識習得から実践へと重点を移す必要

その際、「食事バランスガイド」を踏まえた食生活が食料自給率の向上に結びつく等の意義の明確化を図り、より実践を積極的に推進する必要

また、食べ残しの抑制については、食料需給のひっ迫、地球温暖化等の課題に対応し、今後、これを国民的に推進する必要

米の消費量は小麦製品の価格上昇もあり、需要が堅調であるものの、野菜など消費が未だ減少傾向の品目があることから、国産農産物の消費拡大に向け、より効果的な対策を講じる必要

## 現行基本計画に基づく主要施策

**地産地消の推進**  
生産者と「顔が見え、話ができる関係」で地域の農産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を推進

**食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障**  
EPAの締結等を通じた食料輸入の安定化・多元化、適切かつ効率的な備蓄、食料安全保障マニュアルの点検・整備等を推進するとともに、途上国への技術協力・資金協力や食料援助、国際的な食料備蓄体制の整備を推進

## 2. 農業の持続的発展に関する施策

**望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保**  
認定農業者制度の活用により、地域における担い手を明確化し、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施  
その際、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも担い手として位置付け、小規模農家や兼業農家も、担い手となる営農組織の一員となることできるよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の育成と法人化を推進

## 取組状況

地域ごとの特性に応じた主体的な取組を促進するため、17年度以降、市町村や農協等による地産地消推進計画の策定を推進。20年9月現在、市町村及び農協による策定数は916であり、数値目標(19年度末までに900地区で策定)を達成。  
また、文部科学省や経団連と連携し、学校給食や社員食堂における地場農産物の活用の推進、人材の育成講習会開催、優良事例の収集、地産地消仕事人の選定などの取組を展開

輸入の安定化のため、WTO交渉やEPA交渉において、我が国から輸出規制の規律強化を提案。また、途上国における農業生産力の向上のため、専門家の派遣、技術協力・資金協力、食料援助を実施  
過去の不測の事態等を踏まえ、食料の必要な備蓄量を確保。不測時の食料安全保障マニュアルについて、必要に応じて点検を実施

担い手の確保に向け、17年度以降、総合的な支援体制として、関係機関で構成する「担い手育成総合支援協議会」の設立を推進する(20年12月現在、47都道府県協議会、1,315地域協議会が設立)などの全国運動を展開  
19~21年度を集中改革期間とし、各種支援策を担い手に集中的・重点的に実施  
認定農業者数は、17年の19万から20年は24万と着実に増加。集落営農数は、17年の1万組織から20年には1万3千に増加し、法人化した組織も、17年645から20年1,523に増加

## 現状の分析

直売所の数は着実に増加しており、地産地消の計画策定も数値目標を達成。今後は、直売所でも維持運営が困難なところがあるなど、地域により取組に差があることから、直売所を起点に、少量多品目生産の展開や地域の関係者との連携強化等により、地産地消の取組を一層進め、地域の農家の活性化などに更につなげていくことが重要  
学校給食や社員食堂等での地場農産物の活用拡大は今後の課題であり、学校給食での地場農産物の活用割合の増加は足踏みしていることから、学校給食法の改正を活かして取組拡大を図ることが必要

輸出規制の規律強化については、WTO農業交渉議長テキストに反映された。引き続き、我が国の立場が反映されるよう、交渉していく必要  
我が国の、そして世界全体の食料安全保障を確保していく方策を検討するため、「新たな食料情勢に応じた国際的枠組み検討会」を開催。今後行われる中間取りまとめを受けて、これを具体化していく必要  
食料をめぐる国際情勢が変化し、食料の安定供給に対する国民の関心が高まる中、国民に必要な食料の輸入、備蓄の確保のあり方を検討する必要  
また、不測時の食料安全保障マニュアルについて、機動的に発動できるよう見直していく必要

認定農業者数は従来から増加傾向にあったが、水田・畑作経営所得安定対策の導入時に大幅に増加。今後の推移を見守る必要があるものの、最近伸びが鈍化傾向。集落営農についても、導入を機に組織化が進んだが、法人化は今後の課題  
担い手がいない集落が依然として多く存在し、こうした集落を中心に、農業生産の維持を図っていくことが課題となっている状況  
更に、土地利用型農業を中心に、担い手への農地の利用集積が進んでいない(後述)

## 現行基本計画に基づく主要施策

## 取組状況

## 現状の分析

人材の育成・確保等  
就業形態や性別等を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進

新規就農を促進するため、17年度以降、就農希望者に対する個別相談、農業体験や研修など技術習得への支援、就農に必要な経費への無利子融資など就農の各段階に応じた支援を実施。新規就農青年数は、17年の11.7千人から19年は10.2千人と若干減少傾向にあるが、法人への就農者は18年の3.7千人から19年の4.1千人に増加傾向  
女性の社会・経営参画の促進のため、17年度以降、啓発シンポジウムの開催、地域毎の参画目標の設定を推進し、市町村の設定状況としては、17年度17%から18年度は29%と着実に上昇

基幹的農業従事者の6割は65歳以上となっており、持続可能性の観点から、人材の育成・確保が課題  
自営農業への新規就農者数は毎年一定数確保しているが、近年は若干減少傾向にあり、39歳以下の割合は約2割にとどまる。一方、自営農業への就農とは別に、就農開始時の負担、リスクが小さい雇用形態での就農が増加しており、今後は、雇用就農を促進するための施策を強化していくことが重要  
女性の地域社会への参画は、地域ごとの取組にバラツキがみられることから、市町村の男女共同参画部局と農林水産部局の連携促進など、関係者の働きかけを一層強化する必要

農地の有効利用の促進  
優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実  
株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 等

担い手への農地の利用集積は、17年に農業経営基盤強化促進法を改正し、農用地利用改善事業の仕組み等を充実するなどにより、担い手が経営する農地面積は、17年3月末の165万haから20年3月末には210万haに増加し、現在その割合は45%。  
耕作放棄地の解消については、18年度・19年度に農振農用地区域内の耕作放棄地面積等を調査。20年度に農振農用地区域外も対象とした全体調査を実施(大部分の市町村で現地調査を終了したが、調査範囲等について市町村毎にバラツキがあり、調査結果等について関係市町村との間で確認中)。農地として再生するための支援策(耕作放棄地等再生利用緊急対策(230億円))を21年度に創設予定  
リース方式による企業参入は、17年に農業経営基盤強化促進法を改正し、これまでの特区による制度を全国展開(平成20年9月1日現在320法人が参入)

耕作放棄地の増加は止まらず、農地転用も毎年相当面積が行われており、持続可能性の観点から、これらに歯止めをかける必要  
担い手が経営する農地面積の割合は着実に向上しているものの、土地利用型農業を中心に、担い手への農地の利用集積が進んでおらず、平成27年目標である効率的・安定的な経営への農地の利用集積7~8割に対する進捗が遅れている  
また、農地が分散状況にあることにより更なる規模拡大に限界があることから、農地を面的にまとまった形で集積する仕組みを整備する必要  
耕作放棄地の解消に当たっては、不在村地主の存在による利用調整の困難化、利用者の確保、作物選定と販路の確保、農地への復旧に要する費用負担といった課題があることから、解消に向けて、これらへの適切な対応が必要  
農地を適正に利用する多様な者を確保するため、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築し、農地の有効利用を図っていくこと等を内容とする農地法等の改正法案を今国会に提出し、これらの課題に取り組む考え

## 現行基本計画に基づく主要施策

## 取組状況

## 現状の分析

経営安定対策の確立  
農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換

経営所得安定対策については、18年6月、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を制定し、19年4月から本格的に実施。19年産の加入申請経営体数は72,431  
制度を現場に普及しようとしている段階で、農家から地域で熱意を持って営農に取り組んでいる者が対象にならないといった対策への要望等が出されたことから、19年12月には現場の意見を踏まえ、市町村特認制度を創設するなどの見直しを実施し、加入促進に努力  
この結果、20年産の加入申請経営体数は84,274と19年産と比較して、11,843の増加。なかでも、市町村特認による加入者は、10,569経営体

本対策の20年産の作付予定面積については、米では、47万2千haと19年産水稲作付面積(166万9千ha)に比べ約3割(28%)であるが、担い手を対象とした従前の対策(20万1千ha)に比べ加入面積は大幅に増加  
麦では、25万5千haで従前の18年産麦作経営安定資金対象面積26万haのほとんどをカバー  
大豆では、12万haで従前の18年産大豆交付金対象面積9万9千haを大きく上回る水準となっている。麦・大豆については、加入要件を見直したことも踏まえ、作付面積をほぼカバーしている  
今後、米については、担い手による生産比率を向上させつつ、本対策への加入を促していくことが課題

多様な経営発展の取組の推進  
農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化など、経営発展に向けた多様な取組を推進  
米の需給調整の在り方については、農業者や産地が需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築

担い手の多様な経営発展の支援として、「担い手育成総合支援協議会」が行う市場調査、商談会の開催、新商品や新技術等の研究開発等を実施  
需要に応じた米づくりについては、19年産から、国・都道府県等から提供される需給情報や市場シグナルを基に、農業者・農業者団体が主役となって需給調整を行うシステムに移行。(一方、19年産は、需要予測を21万トン上回る生産となったことから、20年産は、都道府県間調整や生産調整実施者メリットの拡充などを実施)  
21年産からは、大豆・麦だけでなく、米粉用米や飼料用米の生産を推進し、「水田フル活用」に取り組んでいく

米の需給調整の在り方については、農業者や産地が需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築することとされている  
米以外のものは作りにくい、米を作ったほうが儲かるといった理由で生産調整を実施しない農業者がいる一方で、生産調整を実施している多くの農業者は、自分はまだじめにやっているのに、生産調整をやらない人のほうが儲けており、不公平だと認識。この結果、農村に一種の閉塞感が生じている  
このような状況を踏まえ、主体的な判断により農業経営を行う稲作・水田農業の担い手が育成・確保され、食料自給力の向上が図られるとともに、生産調整を実施している農業者が報いられる米政策・水田農業政策のあり方を検討していく必要

農業と食品産業の連携の促進  
今後も増大が見込まれる加工・外食用需要に対応した取組を推進するとともに、地域における食品産業関連の産学官の連携の形成や産地ブランドの振興等を通じて、農業と食品産業との結びつきや異業種の知恵の活用を強化

農業と食品産業の連携として、食料産業クラスターや、野菜等の加工・業務用需要への対応強化を推進。  
食料産業クラスターは、19年度末までに全都道府県(49カ所)に協議会を設立し、国産農林水産物を活用した新商品の開発支援(17~20年度に203商品を予定)を行うとともに、コーディネーターを養成(20年12月末現在131名)。  
20年には、農商工等連携促進法が制定・施行。  
野菜の加工・業務用需要への対応は、17年度以降、品目別・用途別ガイドラインの作成、契約取引の普及セミナーの開催、18年度以降、産地の栽培実証試験等を実施  
地域ブランド化の振興は、19年に、地域ブランドの取組主体や支援者等が交流を行う場として「食と農林水産物の地域ブランド協議会」を設立し、20年度から、「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」を新設。現在、23地区に支援を実施

農業と食品産業の連携を強化していくためには、農業サイドからの積極的な取組を促すとともに、売れる商品づくり、開発された商品の販路拡大を図っていくことが課題。このため、特に農業サイドに対し、優良事例の紹介等を通じて、連携に取り組むメリットやノウハウ等を分かりやすく示すとともに、事業者間のマッチング、売れる商品づくり等のための専門的なアドバイスを行うコーディネーターの一層の充実・確保を図っていく必要  
地域ブランド化による農林水産物・食品の高付加価値化の取組は地域活性化の手段として重要であるが、必ずしも成功している例ばかりではない。このため、今後とも各地の地域ブランド化の取組を積極的に支援し、「真に力のある地域ブランド」を確立していく必要

## 現行基本計画に基づく主要施策

農産物・食品の輸出の促進  
我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出を促進するため、関係者が連携し、通年の販売促進や輸出ニーズに対応した産地づくり、EPA等を通じた輸出先国の市場アクセス改善など、総合的な取組を推進

経営発展の基礎となる条件の整備  
担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及を進めるとともに、関係団体や都道府県による行動計画の改定・公表の取組を通じて農業生産資材費の一層の低減を促進

農業生産の基盤の整備  
地域の営農ビジョンに即し、担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や農地・農業水利施設等の適切な更新・保全管理等を推進

## 取組状況

17年4月、輸出促進のため関係者による「農林水産物等輸出促進全国協議会」を設立し、19年5月には、我が国農林水産物等の輸出額を25年までに1兆円規模とすることを旨とした輸出戦略を決定。これに基づき、セミナー、国内外の展示・商談会等の開催、在外公館を活用したPRイベントを開催  
17～19年にかけて、輸出額は1,000億円増加したが、20年は対前年比で0.6%減の横ばい

17年3月、「農林水産研究基本計画」を策定し、研究開発(重点目標)及びその達成を図るための研究施策を推進  
19年度以降、近年の研究成果のうち、早急に現場に普及すべきものを毎年選定し、「農業新技術200X」として取りまとめ  
19年3月、「農林水産省知的財産戦略」を策定し、農林水産業の技術、植物品種、地域ブランド等の知的財産を戦略的に創造・保護・活用する施策を推進  
農業生産資材費の低減は、農協系統や資材メーカー等の関係団体及び都道府県が、18年度に改定した「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づき、生産・流通・利用段階の資材費低減の取組を推進。また、農業現場では20年1月に策定した「品目別生産コスト縮減戦略」の活用により、コスト削減を推進

農業生産基盤の整備を契機に、担い手への農地利用の集積を進めており、15～19年度における基盤整備実施地区の農地利用集積率は19ポイント向上  
農業水利施設の適切な更新・保全管理は、耐用年数を超過する水路の97%において安定的な用水供給機能及び排水条件を確保  
環境配慮の技術指針等を策定するとともに、自然と共生する田園自然環境の創造に向けた取組を推進  
農業農村整備事業等のコスト削減のため、15～19年度を期間とする「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」を推進し、総合コスト縮減目標15%に対して、14.2%の縮減を実現

## 現状の分析

水産物の国内生産量の減少が輸出額が0.6%減の横ばいとなった主要因だが、円高や世界不況の影響を徐々に受けつつある  
今後は対象国・品目について重点を絞るなどさらなる工夫が必要

農業の潜在的な力を発揮させる取組として必要  
大豆の安定生産技術、地下灌漑システムといった最近新たに開発された技術の計画的な普及の観点から、各地域における実証圃場の設置など、関係機関の連携の下、現場段階での新技術の定着化に向けた取組が必要  
我が国地名の外国での商標登録・出願や、登録品種の外国での無断増殖等の問題が生じており、政府間交渉を通じた要請等が引き続き必要  
知的財産を戦略的に活用する意識が低く、十分活用できていないと言いき難いことから、生産者等の意識改革を始めとする知的財産対策を充実させる必要  
また、省エネ、省資源、生産性向上のための先導的な技術の確立の他、廃棄物から低コストで肥料等の成分を回収する技術といった生産資材の安定供給につながる取組を推進する必要

基盤整備を契機とした利用集積は順調に進んでいるが、集積率7割以上に向け、さらに取組を進めるほか、分散錯圃のままでは生産効率が向上しないことから、面的集積を進めるとともに、利用集積の受け手となる担い手の育成を図ることが必要  
水田地域ではかんがい施設整備率が約8割となっているが、ストックの老朽化が進んでおり、適時適切な更新が必要。一方、中山間地域や島嶼部、地表水に乏しい畑地帯では、用水整備の必要性が高く、水源の確保を含めた用水施設等の整備が必要  
生物多様性国家戦略の見直しや景観農振策定の機運の高まり等を踏まえ、生物多様性の保全や良好な農村の景観の保全をさらに推進する必要  
従来からの総合的なコスト縮減対策に加え、コストと品質の両面を重視し、ライフサイクルコストや社会的コスト等を評価する必要

## 現行基本計画に基づく主要施策

農業生産環境施策の導入  
我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換  
農業者が取り組むべき規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種支援策を講じていく(クロス・コンプライアンス)  
環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援

バイオマス資源の利活用  
従来の利活用の中心であった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進することにより、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進

## 3. 農村の振興に関する施策

資源保全施策の構築  
農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進

農村経済の活性化  
先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業の育成を図るとともに、中山間地域等では農業生産条件の不利の補正等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化

## 取組状況

クロス・コンプライアンスは、17年に、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、水田・畑作経営所得安定対策など51事業の採択要件等に本規範の実践を盛り込んだことにより、幅広い農業者が規範に基づく環境保全の自己点検を実施  
環境負荷の低減を図る取組として、エコファーマーの認定件数は、20年9月現在、178,622件に増加。また、19年度に「農地・水・環境保全向上対策」における営農活動支援の一つとして、「環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援」を本格的に導入し、20年度は、全国約2,600の活動組織が約66,000haの農地で先進的な営農活動を実践

関係府省の連携の下、バイオマスの利用を推進しており、利用率は、19年で廃棄物系バイオマス73%(14年:68%)、未利用バイオマス22%(14年:21%)と増加  
市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、域内における総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン構想」を推進し、21年1月末現在、163地区が構想を公表  
19年2月、関係7府省が総理に報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づき、施策を推進  
その他、木質バイオマスのガス燃料への変換、バイオマスプラスチックの技術実証・普及を推進

「地域資源の保全管理政策」については、農地・水・環境保全向上対策として、19年度から本格的に導入されており、20年度は、全国で約19,000組織が約136万haの農地を対象に実施

18年度以降、「立ち上がる農山漁村」有識者会議を開催し、農山漁村の先駆的な取組を186事例選定し、各種媒体を通じて全国に発信  
中山間地域等における生産条件の不利を補正するため、12年度より実施している中山間地域等直接支払い制度は、17年度から将来に向けた積極的な取組を促す新たな対策へ移行し実施。現在、対象農用地の8割以上で実施され、19年度の取組実績は、協定数約29,000、交付面積は66.5万ha

## 現状の分析

農業環境規範は、農業者の認知度及び自己点検実施率の向上のため、関連付けの対象事業を拡大し、普及啓発を行う必要  
エコファーマーは、21年度末に認定件数20万件の目標達成に向け、引き続き認定を促進する必要

稲わら、間伐材等の未利用バイオマスについては、収集・運搬コストの低減や変換効率の向上が課題であるため、効率的な収集・運搬技術や、移動型バイオマス利用システム、変換技術の開発及び社会システムの構築が必要。また、資源作物は、新たにバイオマス量の大きい品種の育成、耕作放棄地の一部活用の推進が必要  
バイオマスプラスチックは、製造コストが高いことから、今後、関係府省や団体と連携し、製造技術の調査・分析等を通じ、更なるコスト低減を目指す  
バイオマスタウンは、構想策定市町村数が概ね順調に増加しているものの、構想の着実な実施にあたり、利活用施設の維持管理のための資金の確保や構想策定のメリットがとばしいことなどの課題があることから、本年3月に策定する「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき構想の実現を図る必要

農地・水・環境保全向上対策については、施策の効果について、中間評価による検証を行いながら、対策の更なる浸透を図ることが必要

農村経済の活性化を図るため、地域資源を活用し、地域に雇用とにぎわいをもたらす多様な産業を育成していく必要  
中山間地域等直接支払制度に取り組む農用地では、対策期間中、農業生産活動の継続により耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保が図られており、21年度までの着実な実施が必要。また、22年度以降のあり方について検討が必要

## 現行基本計画に基づく主要施策

都市と農村の共生・対流  
観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を充実させるなど、都市と農村の共生・対流を推進

## 取組状況

17年度に施行した農山漁村余暇法に基づき、グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農村の共生・対流を推進  
また、子どもが農山漁村に宿泊して行う体験活動を推進するため、文部科学省、総務省と連携し、20年度から「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施

## 現状の分析

「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」による情報発信等を一層推進する必要  
また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の全国展開に向けて、農山漁村での受け入れ態勢の整備等の取組を推進する必要

快適で安全な農村の暮らしの実現  
道路、污水处理施設、情報通信基盤等の生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、治山・治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、農地防災対策等の防災対策を推進

市民農園の整備については、17年度に、市民農園の開設主体の拡大などを内容とする「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の改正、市民農園の整備促進のための交付金を創設。都市的地域の市民農園区画数は、19年度末現在、12.8万区画  
情報通信基盤の整備については、19年度末におけるブロードバンドサービスへの加入可能な世帯の割合は98.3%となっており、都市と農村の情報通信格差は解消されつつある  
生活基盤の整備については、19年度末における污水处理人口の普及率は83.7%となっており、概ね順調に向上

市民農園は、都市住民の需要に応じた必要な農地が供給がなされていないことから、今後、関係府省とも連携しながら、必要な市民農園を供給していく必要  
施設の整備に当たっては、今後とも、低コストな施設開発、設計・施工方法の見直しによるコスト縮減などの措置を講じていく必要  
生活基盤の整備は、関係府省と連携しつつ、引き続き推進する必要

## 4. 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一体となった施策の推進  
施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進  
目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用  
情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保  
施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備

政府一体となった施策の推進は、総理を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部が、毎年度、基本計画の推進プログラムである「21世紀新農政200X」を決定し、必要に応じて施策を見直し、推進  
統計調査については、集落営農や新規就農者といった担い手の実態、食品産業の海外進出状況等を把握する新たな調査及び担い手の経営動向の分析を実施。  
一方、利活用の低下した統計の廃止や、調査のアウトソーシングの推進など、統計調査の効率化も推進

統計調査のアウトソーシングを進める過程で、調査票の回収率の低下や調査誤差の拡大等の支障が生じていることから、適切な対応をしていく必要。また、科学的かつ効率的な調査の実施に向けて、衛星画像データ等を活用した調査手法を検討していく必要

# 研究・技術開発の進捗状況の検証

稲(飼料用)

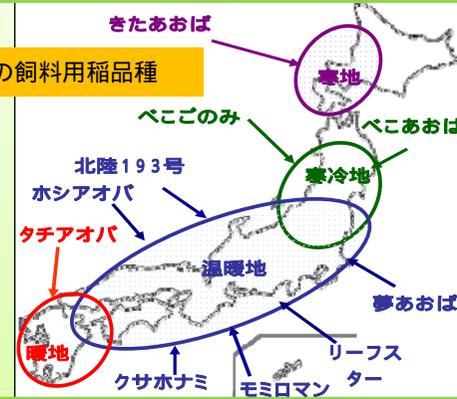
発酵粗飼料用稲について、収量が高く(11 TDNトン/ha)、直播適性やいもち病抵抗性の高い品種の育成

全国各地で栽培可能な飼料稲専用品種の育成  
【品種例】

- ・「べこごのみ」(東北地域向け)  
平成18年に育成。TDN収量は現行品種を6%上回る7.3トン/haで、従来品種では、減収要因であった葉いもち病抵抗性に優れた20年産から作付を開始(38ha)し、今後、東北で拡大予定
- ・「モミロマン」(関東以西向け)  
平成20年に育成。TDN収量は、現行品種を8%上回る11トン/haを達成。20年産から作付を開始(5ha)し、今後、関東以西で拡大予定

TDNとは、家畜が栄養という養分量

全国の飼料用稲品種



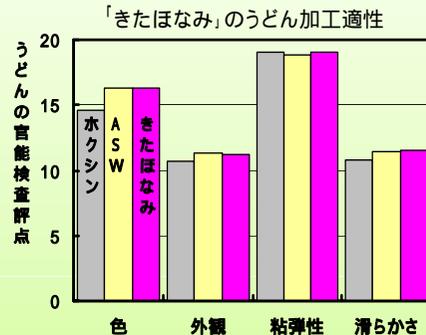
飼料向けに、生産の低コスト化が課題  
このため、直播栽培や圃場での直接乾燥を可能とする安定栽培・収穫調製技術の確立を図る

小麦

めん色が一層良く、輸入小麦並みに製粉歩留が高い日本めん用や、地産地消に活用できるパン用等の小麦品種を育成

日本めん用小麦品種の育成

- ・「きたほなみ」(北海道向け)  
平成18年に育成。製めん適性が従来品種の「ホクシン」より高く、豪州産の「ASW」に匹敵  
現在、7,000ha作付(平成21年産)され、今後、順次、北海道において「ホクシン」に置き換わる予定



パン用小麦品種の育成

- ・「はるきりり」(北海道向け)  
平成19年に育成。製パン適性が高く、従来品種より雨害に強い。23年産から普及開始
- ・「ユメシホウ」(関東向け)  
平成19年に育成。製パン適性があり、つくば市で作付振興

北海道向けには製めん、製パン適性の高い品種が育成。今後は、都府県向けにタンパク組成等を改善し製めん、製パン適性を高めた品種開発が課題

大豆

発芽不良等を回避するため、地域の気象条件・土壌条件に応じた耕起・播種技術体系を確立(収量が1割程度向上)

「大豆300A技術」の開発

- ・土壌条件に応じた適切な耕起・播種技術であり、大豆の減収要因である湿害を効果的に回避することが可能
- ・例えば、北陸等の重粘土地域では、耕うん同時畝立て播種技術が、1,500ha普及(平成20年)。収量は、実証試験では通常の栽培に比べ、10~20%増



耕うん同時畝立て播種機

ほ場内地下水位制御システム「フォアス(FOEAS)」の開発

- ・ほ場全面で地下水位の自由な調整が可能で、施行費用は通常の暗きょ排水と同程度(約20万円/10a)  
大豆等の収量は、実証試験データで通常の圃場に比べ、20~50%増
- ・全国23ヶ所(1,800ha)で事業採択(平成20年度)しており、今後とも推進

「FOEAS」については、土壌条件に応じた地下水位の制御や稲・麦の輪作体系への適用等の利用技術の高度化を図る

大豆300A技術とは、湿害を回避し高収量・高品質を目指す技術

診断・防除

高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜疾病の簡易・迅速診断法(高病原性鳥インフルエンザの検査時間を5割程度短縮)を開発するとともに、投与が簡単に行えるワクチンを開発

簡易・迅速診断法およびワクチンの開発

- ・ 従前のウイルス分離法では2日以上かかる高病原性鳥インフルエンザのHA亜型(1~16までに分類されている)の判定を4時間で網羅的かつ高感度でできる遺伝子検査技術を開発(H20)
- ・ 経鼻や経口接種により多頭羽投与を容易にするワクチンの開発を実施



典型的な鳥インフルエンザの病変(トサカの出血・壊死)

NA亜型を含めた迅速な網羅的亜型判定技術の開発と都道府県の検査施設での検証が課題

HA、NAとはウイルス表面にある病原性に関わる蛋白質で、HAは1~16の亜型、NAは1~9の亜型に分類される

バイオマス

熱分解ガス化技術等を活用したバイオマス高効率変換技術(エネルギー変換効率が電力として20%程度、トータルエネルギー回収率が80%程度)を開発

バイオマスからの高効率エネルギー変換技術の開発

- ・ 木や草、稲わらなど食料とならない資源を原料として、ガス化発電とメタノール合成を併行運転(昼間の発電と夜間のメタノール生産)し、経済効果を倍増させた「農林バイオマス3号機」を開発(H17)
- ・ 供給したバイオマスのトータルエネルギーに対し、80%のガス燃料への変換を達成し、小規模発電施設としては世界最高の発電効率30%を実現
- ・ 現在、民間企業において実証試験を実施



農林バイオマス3号機

実用化に向けた現場に適合的な細部の改良(コストの3割カット、操作の自動化等)と海外展開も視野に入れた技術の普及が課題  
バイオマスタウンにも導入を予定

先端技術

イチゴ等の自動収穫技術を可能にする収穫ロボットを開発

「イチゴ収穫ロボット」の開発

- ・ 軽労化を図るとともに、24時間稼働での適期収穫による高品質化を実現
- ・ イチゴ収穫ロボットの試作機を開発(H17)
- ・ 果実の収穫方法(収穫機構先端部)が異なる3方式のロボットを試作(H18)
- ・ ロボットを用いて実証圃場での性能試験を実施(H19)



イチゴ収穫ロボット

コスト低減、収穫精度の向上、収穫物の搬出機構の開発が課題

# 「望ましい食料消費の姿」と 「生産努力目標」の品目別検証

# 「望ましい食料消費の姿」と「生産努力目標」の品目別検証

消費

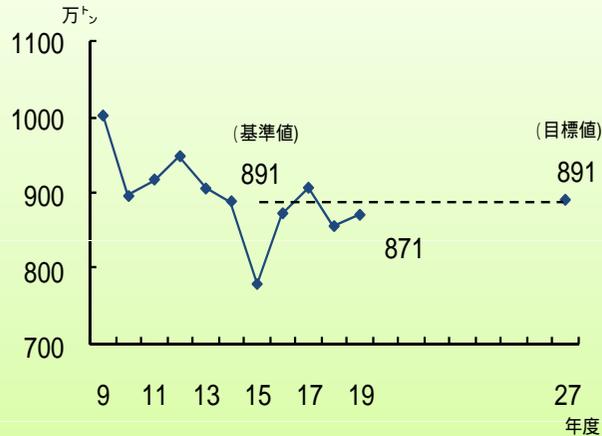
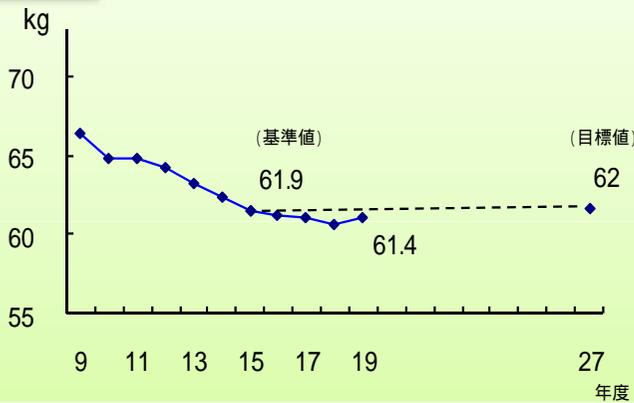
生産

検証

米

(望ましい食料消費の姿)

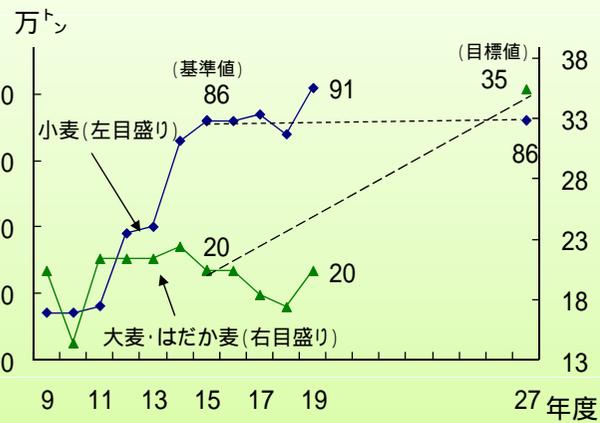
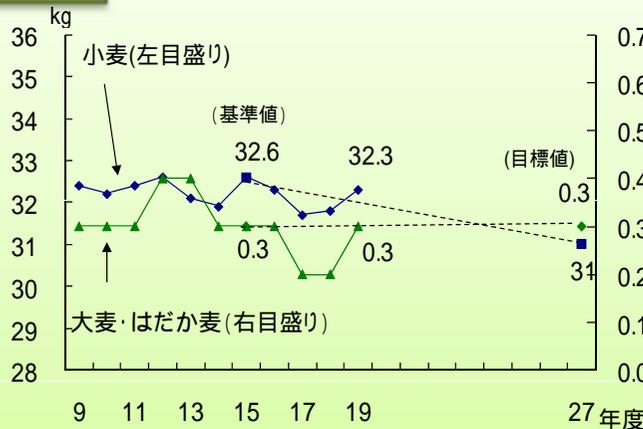
(生産努力目標)



消費面は、19年度は食料品全般の価格が上昇し、米に割安感が生じたため、家庭を中心に増加。今後、米飯給食やキャンペーンの推進の他、米粉の消費拡大を推進  
生産面は、消費者の需要に応じた効率的な生産を推進し、消費拡大に結びつけていく

注：生産努力目標の基準値は15年度の国産消費仕向量

麦



消費面は、小麦、大麦とも、変動はあるものの、概ね目標に沿って推移。今後も、消費者ニーズに適合した品質の麦を適切な価格で供給していく  
生産面は、小麦は19年度が豊作となり、目標を上回り、大麦は小麦よりも収益性が劣ること等から目標を下回って推移。今後、小麦はパン・中華めん用、大麦は主食用、焼酎用など実需の要望を踏まえた生産を推進

## 消費

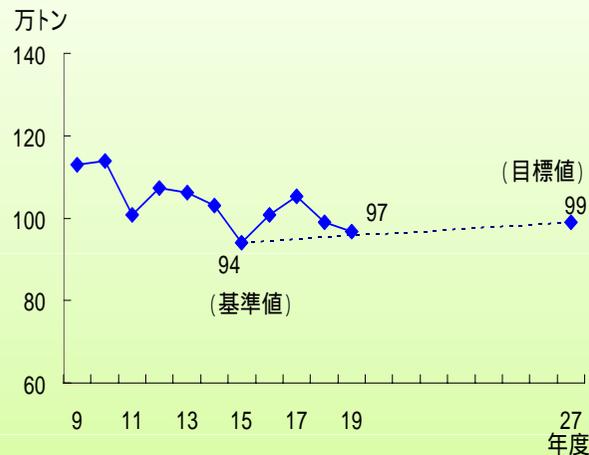
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

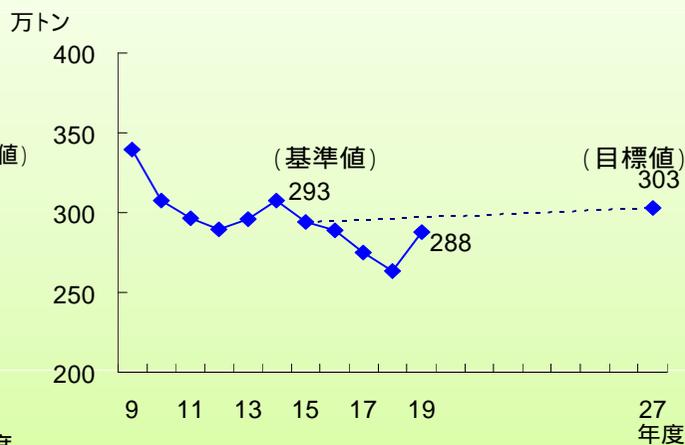
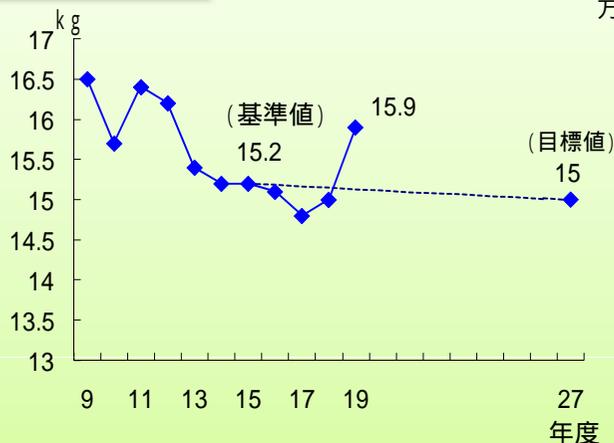
### かんしょ



消費面は、国内生産の変動に左右される面があるものの、概ね目標へのトレンドに沿って推移

生産面は、焼酎原料需要の増加により作付面積は拡大しているが、単収は収量性に優れた新品種への転換が遅れ、計画通り向上せず。今後、実需者と連携し、加工食品用に育成された新品種の普及や、機械化一貫体系の確立・普及を推進

### ばれいしょ



消費面は、概ね目標へのトレンドに沿って推移。なお、19年度は主産地である北海道の作柄が良かったため、やや増加

生産面は、作付面積はやや減少、単収は病害虫抵抗性品種や収量性に優れた新品種への転換が遅れていることから、横ばい。今後、実需者等と連携し、国産割合の低いフライドポテトなど加工用向けの生産を推進

## 消費

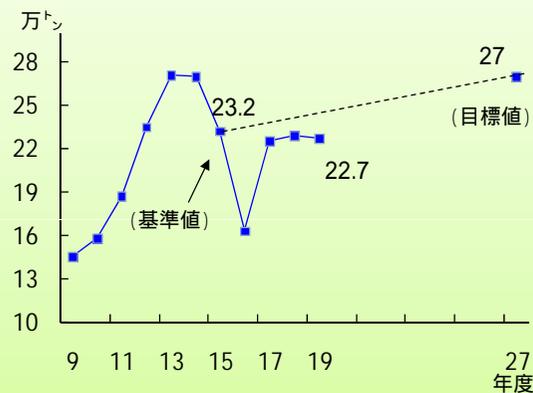
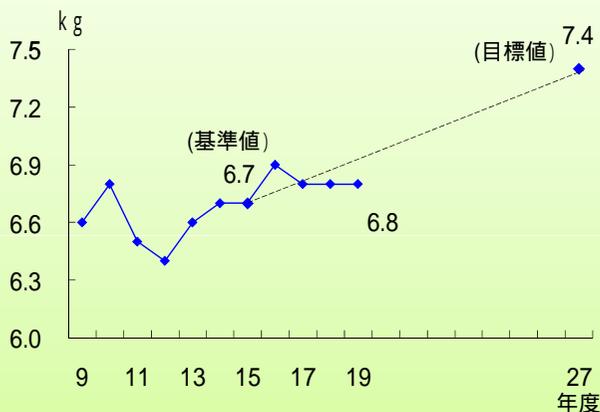
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

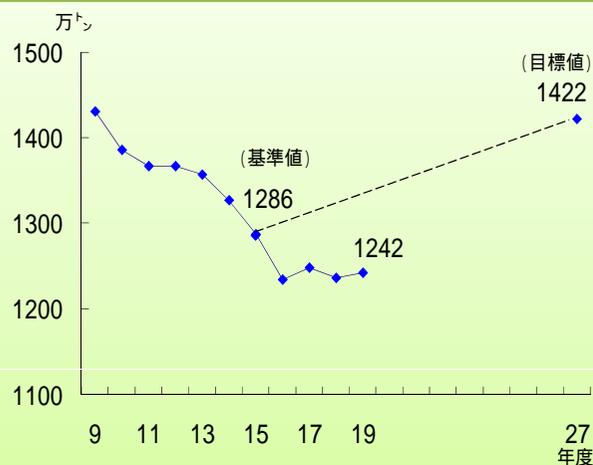
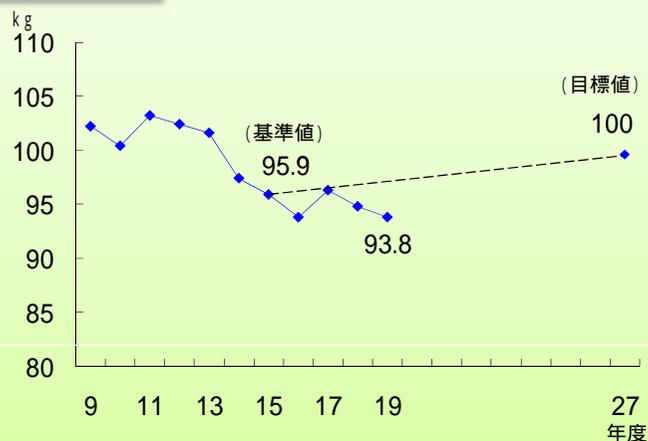
### 大豆



消費面は、栄養バランスの改善による増加を見込んだ目標値に対し、豆乳が競合する野菜飲料に置き換わったこと等から、ほぼ横ばいで推移。今後も、大豆製品の消費拡大を推進

生産面は、作付面積がやや減少、単収についても計画通りの向上はしていない。このため、課題となっている湿害対策等の新技術の普及、水田の不作付地での作付拡大を推進

### 野菜



消費面は、食生活の多様化・簡便化による消費の減少、重量野菜の減少等により、目標へのトレンドを下回って推移。今後も、国産野菜の消費拡大を引き続き推進

生産面は、農業従事者の減少・高齢化、機械・施設の導入による低コスト化・省力化が進まないことで、目標へのトレンドを下回る状況。今後、国産シェア回復に向け、加工・業務用需要の対応を強化

## 消費

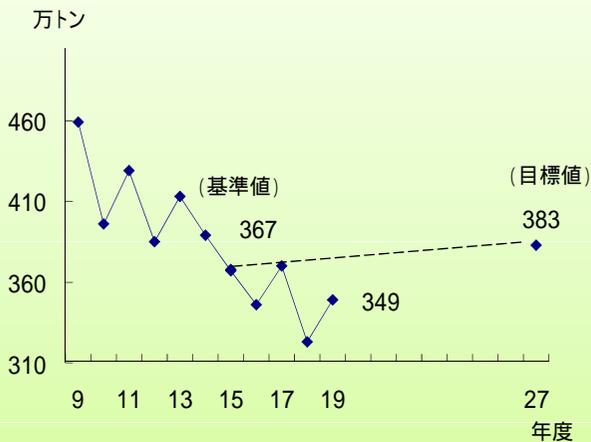
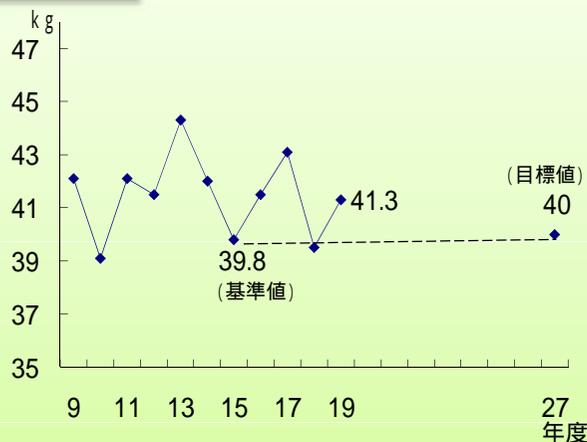
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

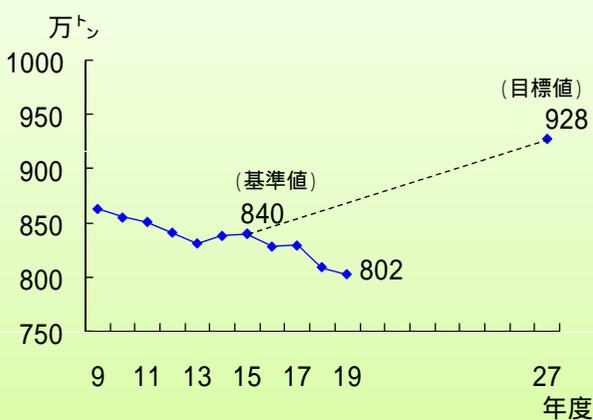
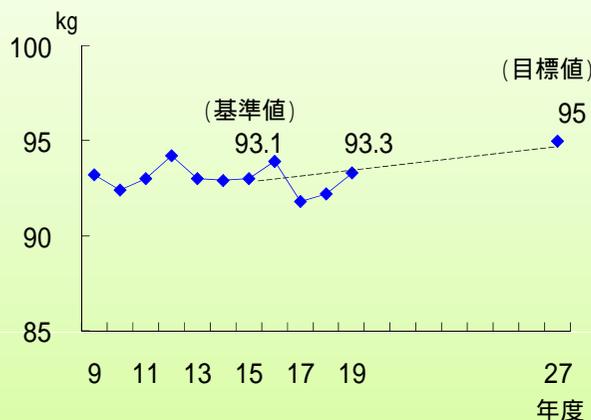
### 果実



消費面は、年毎の増減はあるものの、平均的には目標へのトレンドに沿って推移しており、今後は、みかんなど機能性成分の普及啓発、消費の少ない若年層の簡便化志向に対応した新商品の開発・普及を推進

生産面は、年毎の変動はあるが、品種転換の遅れや、効率的な生産体制の整備の遅れや、農業従事者の減少・高齢化により目標へのトレンドを下回って推移。今後、消費者ニーズに応じた生産を推進

### 生乳



消費面は、栄養バランスの改善による増加を見込んだ目標値に対し、飲用牛乳が減少したものの、チーズ等乳製品の増加により、概ね目標へのトレンドに沿って推移

生産面は、国内の生乳需給緩和により、18・19年度、生産者団体が自主的に減産型の計画生産に取り組んだこともあり、目標へのトレンドを下回って推移。今後、需要増加が期待されるチーズ等乳製品向けの供給を拡大などの需要に応じた生乳の生産や、低コスト化を推進

注：消費面は牛乳・乳製品の数値

## 消費

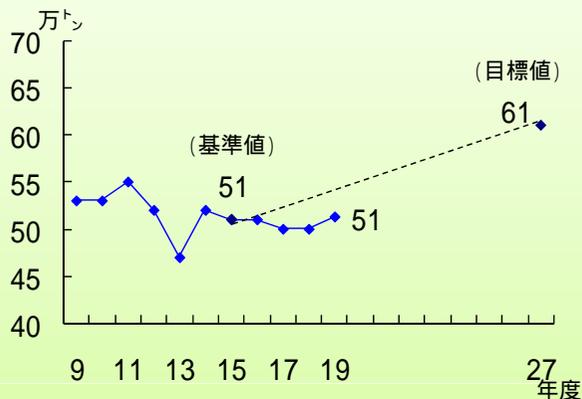
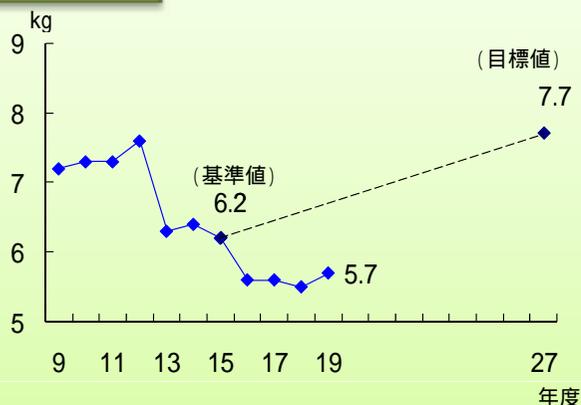
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

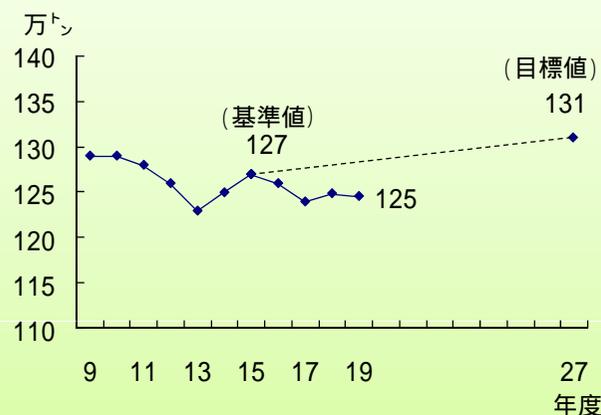
### 牛肉



消費面は、国内生産が近年増加傾向にある一方、輸入量が米国産牛肉輸入停止前の水準に回復していないため減少

生産面は、肉専用種は増加しているものの乳用種等が減少傾向で推移していることから、目標へのトレンドを下回って推移。今後、加工・業務用需要へのきめ細かな対応を強化するとともに、肉用牛経営の安定対策・自給飼料の生産利用の拡大を強力に推進

### 豚肉



消費面は、牛肉の供給が回復しない中、豚肉需要が堅調に推移したことから、目標へのトレンドを上回って推移

生産面は、疾病による生産性の低下等により、目標へのトレンドを下回って推移。今後、飼養・衛生管理の改善による生産性の向上、遺伝的能力評価等を活用した繁殖能力・産肉能力の向上、加工・業務用需要への対応を強化

## 消費

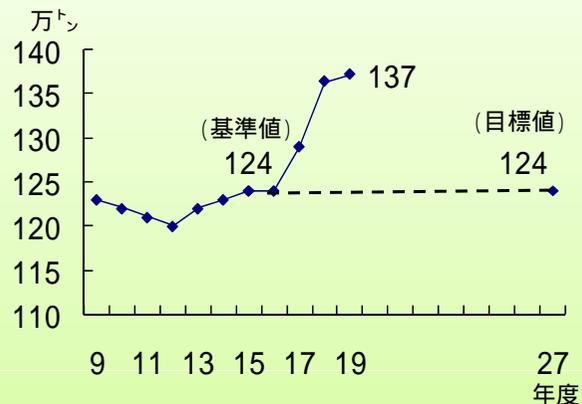
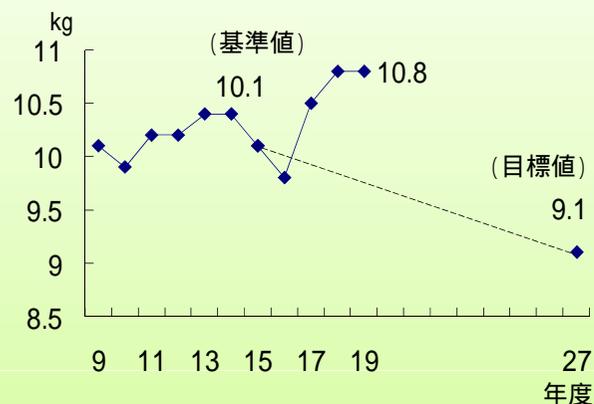
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

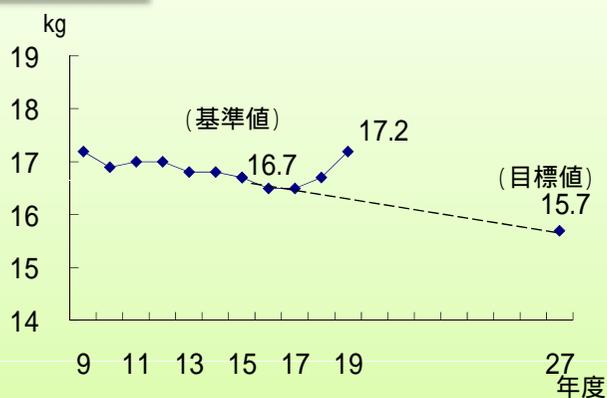
### 鶏肉



消費面は、16年の高病原性鳥インフルエンザの影響から回復し、家計消費が好調なことから、増加傾向で推移

生産面は、消費量の回復により、目標へのトレンドを上回って推移。今後、需要に見合った生産を引き続き推進

### 鶏卵



消費面は、生産量の増加による価格下落が消費を押し上げたことから、目標値を上回って推移

生産面は、近年増加傾向。生産者の自主的な取組による需要に見合った生産を、今後とも引き続き推進

## 消費

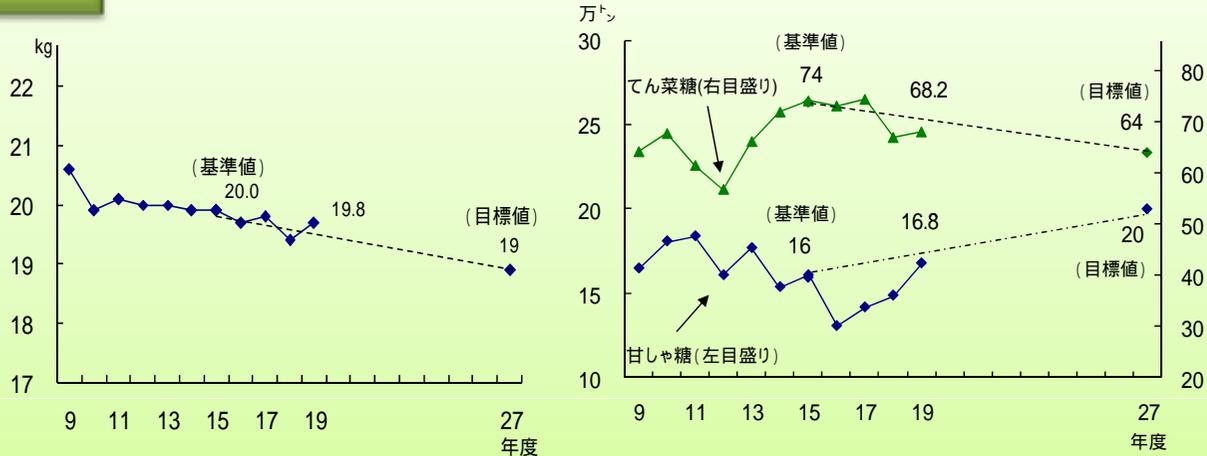
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

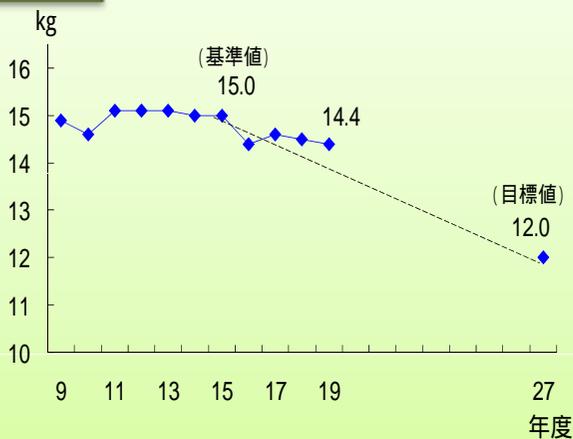
### 砂糖



消費面は、需要拡大の取組の浸透や、輸入食品による薬物中毒事案の発生を契機に家庭で調理する機会が増えたことから、19年度は減少傾向に歯止めがかかり、概ね目標へのトレンドに沿って推移

生産面は、てん菜が計画生産のトレンドに概ね沿って推移し、さとうきびが増産のトレンドに概ね沿って推移。今後とも、需要に応じた計画的な生産を推進

### 油脂



消費面は、栄養バランスの改善による消費の抑制を見込んだ目標値に対して、消費者の健康志向により、近年の少量は減少傾向で推移しているものの、目標へのトレンドを上回っている。今後、適切な食事摂取とともに、脂質の過剰摂取の実態や注意喚起を促す普及・啓発を展開

## 消費

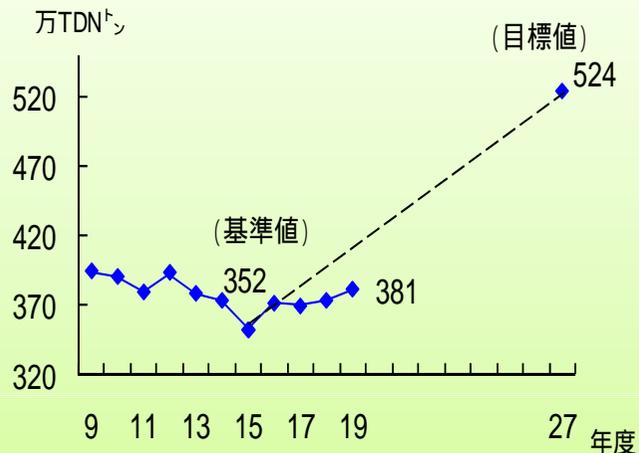
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

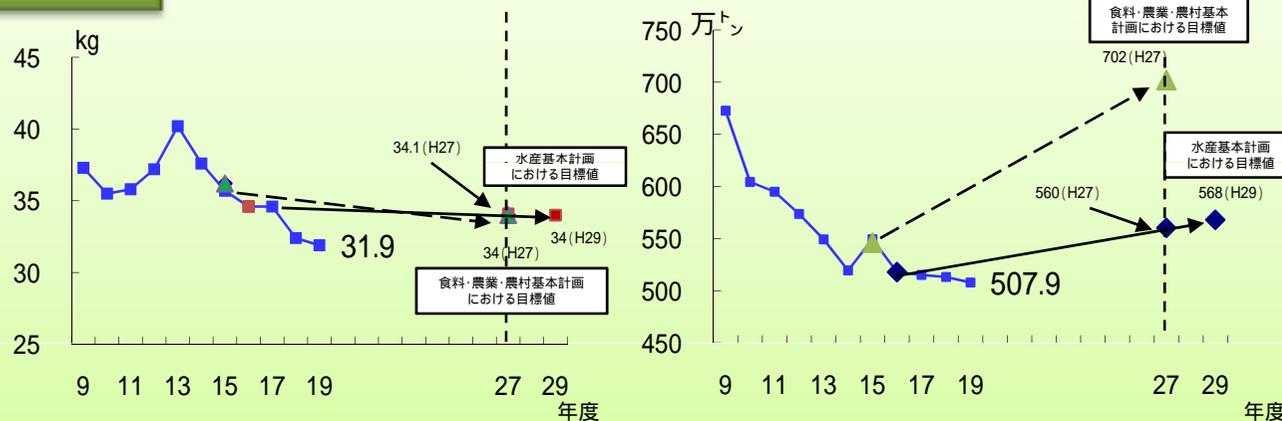
### 飼料作物



生産面は、作付面積が減少傾向で推移してきたが、19年度は北海道における青刈りとうもろこしの作付拡大や稲発酵粗飼料の作付拡大により横ばいで推移

20年度は、飼料増産行動会議等による関係者一体となった取組推進の結果、作付面積が拡大し、増加に転じた。今後もこの取組を推進

### 魚介類



消費面は、消費減少に歯止めをかけることを見込んで設定した目標値に対して、国内生産量の減少に加え、輸入量が世界的な買い付け競争の激化により減少したことから、トレンドを下回って推移

生産面は、食用向けが増加した一方、カタクチイワシ、マアジ等で減少したため、トレンドを下回って推移。今後、水産資源の回復、漁場環境の改善、経営体の育成を推進

# 消費

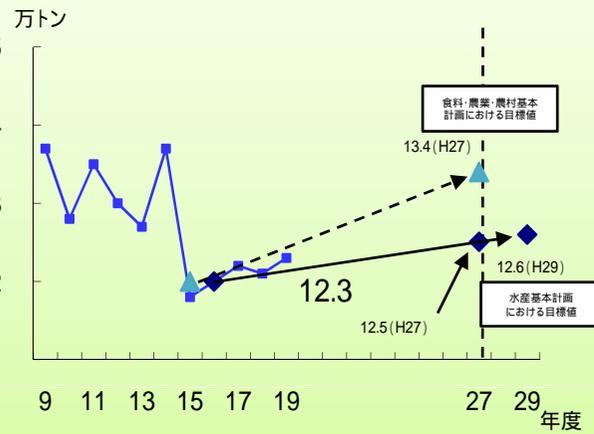
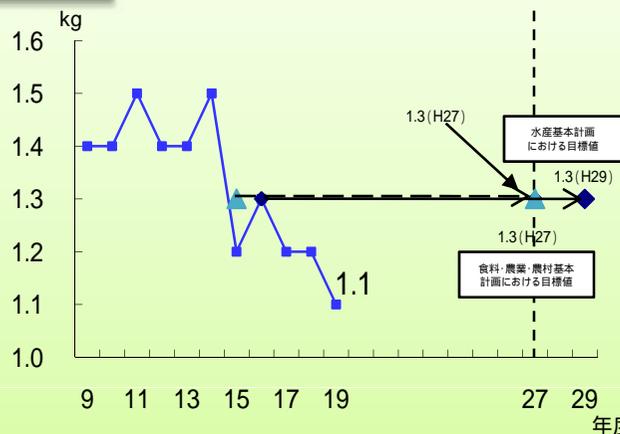
(望ましい食料消費の姿)

# 生産

(生産努力目標)

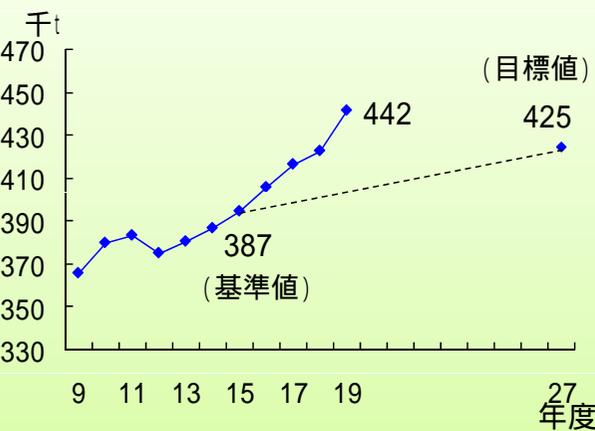
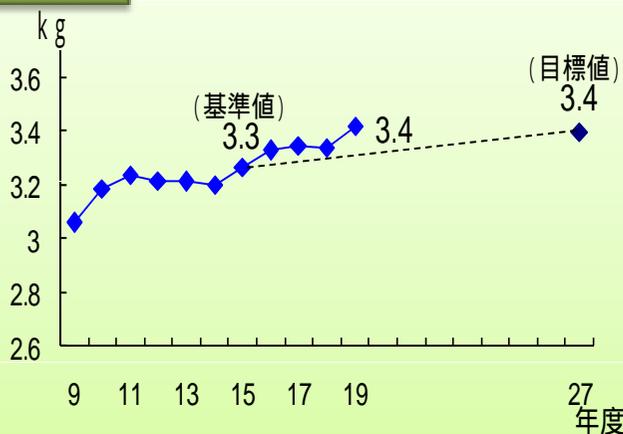
# 検証

## 海藻類



消費面は、1人当たり純食料は、昭和51年度～平成14年度まで1.3～1.5kg程度で推移してきたが、19年度は1.1kgに減少し、トレンドを下回って推移  
生産面は、海藻類の生産の6割を占めるのりの増加により、水産基本計画のトレンドを上回って推移

## きのこ



消費面は、消費者の健康志向により、目標トレンドを上回って推移  
生産面は、生産施設の整備が進んでいる、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ等の生産量が増加していることから、トレンドを上回って推移

## 消費

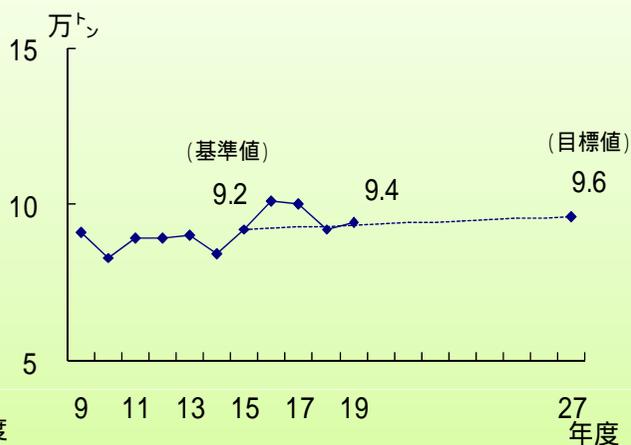
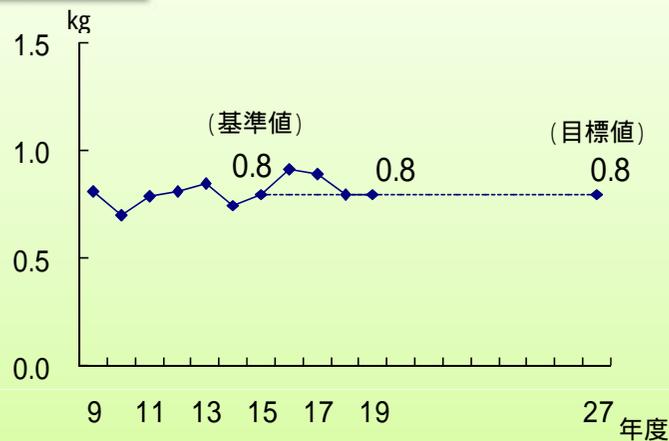
(望ましい食料消費の姿)

## 生産

(生産努力目標)

## 検証

### 茶



消費面は、リーフ茶の消費量が横ばいないし減少が続いている一方、緑茶飲料の消費量がウーロン茶等の飲料のシェアを奪う形で増加したことから、緑茶全体としては横ばいで推移

生産面は、量的には概ね目標へのトレンドに沿って推移しているが、緑茶飲料の普及により、高価格帯の需要が伸びず、粗生産額が減少傾向。消費者の多様なニーズに即した特色ある緑茶の供給等を推進

# 「望ましい食料消費の姿」に係る栄養バランス改善・食品廃棄削減の目標と検証

基本計画には、「望ましい食料消費の姿」の要素として、栄養バランスの改善と食品廃棄の削減により供給熱量と摂取熱量の差を減少させることが盛り込まれており、現状は以下のとおりである。

## 栄養バランス（1人1日当たり）

年度	供給熱量 (kcal)	たんぱく質(P)		脂質(F)		炭水化物(C) (%)
		(%)	(g)	(%)	(g)	
15(基準)	2,588	13.1	84.5	29.0	83.6	57.9
16	2,564	13.1	83.9	28.6	81.6	58.3
17	2,573	13.1	84.0	28.9	82.7	58.0
18	2,550	13.0	82.6	29.1	82.4	57.9
19(概算)	2,551	12.9	82.3	28.8	81.7	58.3
<b>27目標</b>	<b>2,480</b>	<b>13</b>		<b>27</b>		<b>60</b>

栄養バランスの改善として、具体的には、脂質の熱量割合の低下による栄養バランスの改善が盛り込まれている  
基本計画策定以降、脂質の量は減少しているものの、供給熱量が低下傾向にあることから、PFCバランスは大きく改善する状況になっていない

## 食品廃棄（1人1日当たり）

年度	供給熱量 (kcal)	摂取熱量 (kcal)	差 (kcal)
15(基準)	2,588	1,863	725
16	2,564	1,846	718
17	2,573	1,851	722
<b>27目標</b>	<b>2,480</b>		

食品廃棄の削減として、供給熱量と摂取熱量の差を減少させることが盛り込まれている  
摂取熱量のデータが17年度までしかないものの、両者の差が大きく改善する動きは見られない

注：酒類を含まない。

# 「生産努力目標」に係る、単収・作付面積等の目標

## 主要品目の10アール当たり収量

(単位: kg)

	基準 (平成15年)	現状 (平成19年)	目標 (平成27年)
水稲	524	522	539
小麦	370	434	450
大麦・はだか麦	362	359	394
甘しょ	2,370	2,380	2,700
馬鈴しょ	3,330	3,290	3,777
大豆	181	164	197
野菜	2,700	2,823	2,810
果実	1,354	1,353	1,499
てん菜	6,130	6,460	5,530
さとうきび	5,810	6,790	6,690
茶	186	195	213
飼料作物	3,800	3,920	4,534

注: 水稲、小麦及び大麦・はだか麦の平成15年の実績は年平均収量、大豆の平成15年の実績は平均収量である。

## 主要品目の作付面積

(単位: 万ha)

	基準 (平成15年)	現状 (平成19年)	目標 (平成27年)
水稲	166	167	165
麦類(計)	28	26	28
小麦	21	21	19
大麦・はだか麦	6.4	5.4	8.8
甘しょ	4.0	4.1	3.7
馬鈴しょ	8.8	8.7	8.1
大豆	15	14	14
野菜	46	44	49
果実	27	26	26
てん菜	6.8	6.7	6.6
さとうきび	2.4	2.2	2.4
茶	5.0	4.8	4.5
飼料作物	93	90	110

注: さとうきびは収穫面積である。

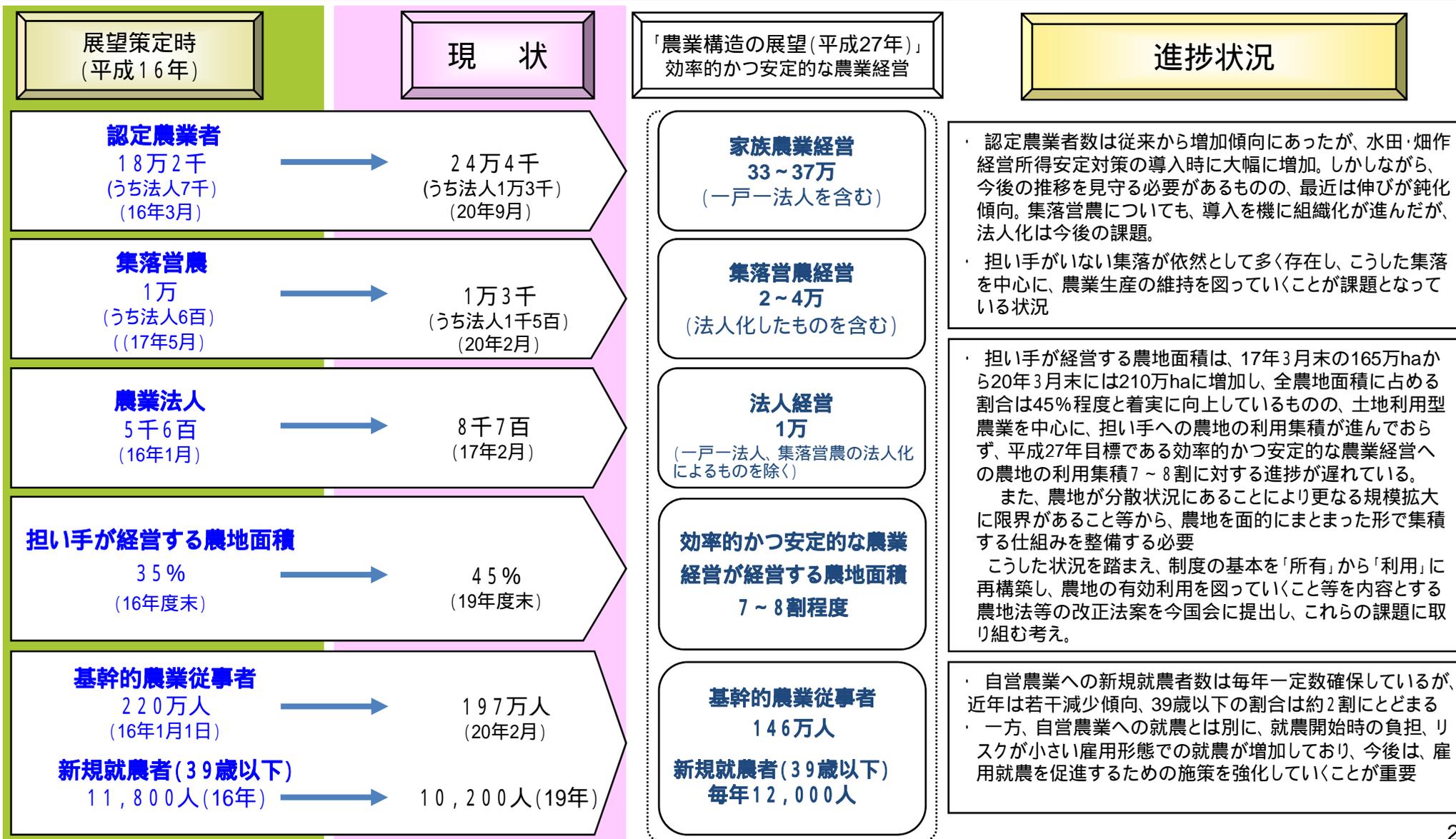
## 延べ作付面積、農地面積、耕地利用率

	基準 (平成15年)	現状 (平成19年)	目標 (平成27年)
延べ作付面積(万ha)	445	431	471
農地面積(万ha)	474	465	450
耕地利用率(%)	94	93	105

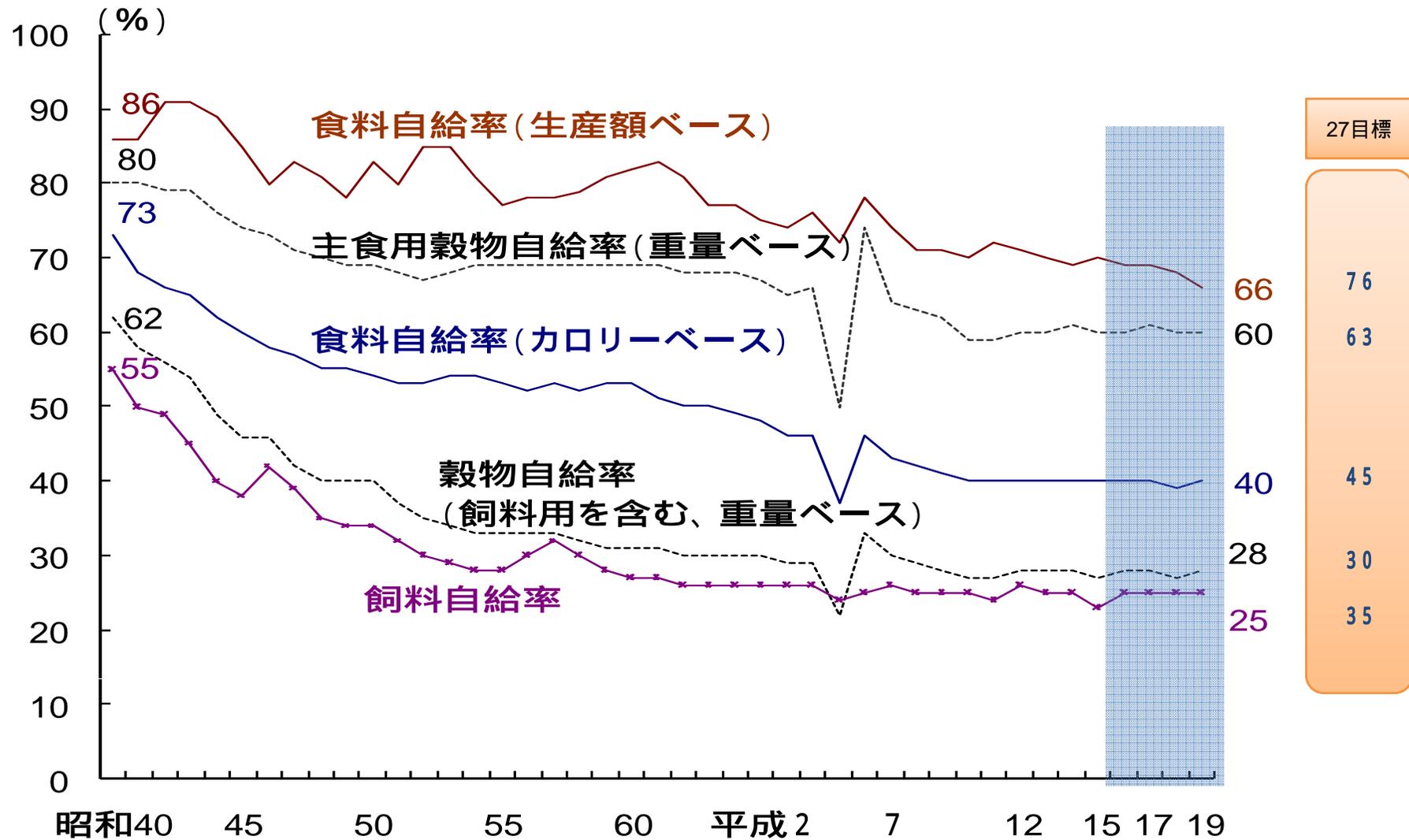
注: 延べ作付面積は、主要品目の作付面積のほか、雑穀等の食用作物及び花き等の非食用作物の作付面積を含む農作物全体の作付面積の計である。このうち、花きについては、ホームユース用花きなど多様な消費ニーズへの対応、効率的な生産の推進等の取組により生産が増大することを見込み、作付面積は平成15年の4.2万haから平成27年には4.5万haへと増加するものと見込んでいる。また、その他の品目についても、それぞれの生産の動向等により作付面積を見込んでいる。なお、農地面積については、すう勢を踏まえ、耕作放棄の抑制等の効果を織り込み見込んでいる。

# 「農業構造の展望」の進捗状況

構造展望で示された平成27年の「望ましい農業構造の姿」の実現に向けて、認定農業者、集落営農は展望策定時(平成16年)にそれぞれ18万、1万であったものが、現状24万、1万3千へ、全農地面積に占める担い手が経営する農地面積の割合は35%から45%へ増加しているものの、更なる取組が必要。



# 食料自給率の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」

注: 飼料自給率は、TDN(可消化養分総量)に換算した数量を用いて算出。

# 参考



## 平成11年7月 食料・農業・農村基本法の制定

食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定  
基本的施策として、食料・農業・農村基本計画、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興の4点を明記  
食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

## 平成12年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率の目標の設定(平成22年度に、カロリーベースで45%)  
食生活指針の策定  
不測時における食料安全保障マニュアルの策定  
効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立  
価格政策から所得政策への転換  
中山間直接支払いの導入 など

前計画策定後の情勢の変化、施策の成果の検証・評価を踏まえて現計画を策定

## 平成17年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標の設定(平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%)  
食の安全と消費者の信頼の確保  
「食事バランスガイド」の策定・普及など食育の推進、地産地消の推進  
担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入  
農地・水・環境保全向上対策の導入  
農地の効率的利用のための新規参入の促進  
バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進  
国内農林水産物・食品の輸出促進 など

## 第1 食料、農業及び農村に関する政策についての基本的な方針

1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性
2. 改革に当たっての基本的視点

## 第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率の向上に向けた取組の検証
2. 食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方
3. 食料自給率向上に向けて**重点的に取り組むべき事項**
4. 食料自給率の目標

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. **食料**の安定供給の確保に関する施策
2. **農業**の持続的な発展に関する施策
3. **農村**の振興に関する施策
4. 団体の再編整備に関する施策

## 第3 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 政府一体となった施策の推進
2. 施策の工程管理と評価
3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用
4. 的確な情報提供を通じた透明性の確保
5. 効果的・効率的な施策の推進体制

食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

【消費面】

- ・食育と地産地消の全国展開
- ・国産農産物の消費拡大の促進
- ・国産農産物に対する消費者の信頼の確保

【生産面】

- ・担い手による需要に即した生産の促進
- ・食品産業と農業の連携の強化
- ・効率的な農地利用の推進

関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するため、食料自給率向上協議会を設立し、計画的な取組を推進

基本計画に盛り込まれた主な施策

【食料の安定供給の確保】

- ・食の安全及び消費者の信頼の確保
- ・食生活の改善に資する品目の消費拡大
- ・食品産業の競争力の強化
- ・国際協力の推進
- ・望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

【農業の持続的な発展】

- ・望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保
- ・農地の有効利用の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農業生産の基盤の整備
- ・人材の育成・確保等
- ・経営安定対策の確立
- ・経営発展の基礎となる条件の整備
- ・自然循環機能の維持増進

【農村の振興】

- ・地域資源の保管理政策の構築
- ・都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農村経済の活性化
- ・経営安定対策の確立
- ・快適で安全な農村の暮らしの実現

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部において、毎年度の施策の進捗状況と成果を検証し、毎年度「21世紀新農政200X」を決定し、政府一体となって推進。